

●香川県告示第313号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都品川区西五反田8丁目2番8号

かどや製油株式会社 取締役社長 小澤 二郎

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町甲6188

かどや製油株式会社 小豆島工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	動植物油脂製造業の用に供する圧搾施設		
能 力	①2,000kg/時 1基 ②1,600kg/時 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	平成30年1月31日	
	使用開始予定年月日	平成30年1月31日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	-
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000,000	1,000,000
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000,000	1,000,000
	浮遊物質 (mg/L)	2,000	2,000
	窒素含有量 (mg/L)	0	0
	りん含有量 (mg/L)	50	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1,000,000	1,000,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0 (2基分)	0.4 (2基分)	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 出 口 No.1		
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	40

浮遊物質量	(mg/L)	30	50
窒素含有量	(mg/L)	15	30
りん含有量	(mg/L)	3	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	5	10
排出水の量	(m ³ /日)	281	335

他に排水口が11箇所（うち雨水専用10箇所）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年10月24日から同年11月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

土庄町住民環境課